

災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時に市町が行う家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 乙は、県内に災害が発生し、市町が実施する家屋の被害認定業務に関し、甲又は市町から応援要請があった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（市町との協定締結）

第2条 乙は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。

2 甲は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

（研修会の開催）

第3条 甲は、家屋被害認定業務に関する知識、技術の習得を目的として、乙の会員及び市町の職員を対象とした研修会を年1回開催するものとする。

2 乙は、甲又は市町の開催する研修会に乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

静岡市葵区追手町9番6号

甲

静岡県知事

石川嘉延



静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

乙

静岡県土地家屋調査士会

会長

木村保成

